

管理組合員以外（管理会社、施工会社等）が、以下の①から④のいずれかの手続を行う場合には、各手続を行うまでに、委任状を提出していただく必要があります。

- ①マンション改良工事助成申込書の持参（※申込者は管理組合の代表者）
- ②交付決定通知の受領
- ③利子補給額確定申請書の持参又は郵送（※申請者は管理組合の代表者）
- ④利子補給台帳の受領

## <記入例>

### 委任状

東京都知事 殿

受託者〔住所〕 〒〇〇〇-××××

東京都新宿区西新宿△-△-△

〔氏名〕

△△管理サービス株式会社 新宿 次郎

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任いたします。

- ・ マンション改良工事利子補給助成申込
- ・ 交付決定通知受領
- ・ 利子補給額確定申請
- ・ ~~利子補給台帳受領~~

例えば、利子補給台帳の受領について、管理会社等に委任せずに管理組合の代表者が受領する場合は、2重線で消してください。

2018年 〇月 〇日

委託者〔住所〕 〒〇〇〇-△△△△

東京都新宿区西新宿×-×-× ●●マンション214号

〔氏名〕

東京 太郎

(自署)



氏名は必ず自署にてお書きください。

※申込書の代表者氏名及び管理組合理事長印と同一であること。